

業務指示書

カンボジア国プノンペン都上水道セクター情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月23日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 横田 容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年8月28日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：上水分野及び財務分析

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／上水道）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：上水道に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 財務分析】

1) 類似業務の経験：財務分析に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全世界での業務の経験

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 官民連携（PPP）】

- 1) 類似業務の経験：官民連携(PPP)に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年9月1日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(KHR1 = 0.02795 円, US\$1 = 112.185 円, EUR1 = 127.43 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／上水道
財務分析
官民連携（PPP）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年9月20日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

カンボジア国プノンペン都上水道セクター情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/上水道	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力：財務分析	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：官民連携（PPP）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

カンボジアの上水道セクターは 1990 年代中頃より本格的な施設の改修・拡充が開始され、首都プノンペン都を中心に整備が進んでいる。

プノンペン都では、内戦終結後、1993 年に JICA の支援により策定された「プノンペン市上水道整備計画」に基づき、我が国及び他ドナーが連携して、4 浄水場の建設及び改修により約 57 万トン/日の水供給を確保しつつ、運転・維持管理技術にかかる技術支援等が実施された結果、都内では 24 時間給水を実現し給水率は 90%以上にまで達している。プノンペン水道公社（PPWSA）の財務状況についても水道料金の徴収率が 99%、無収水率は 8.5%（2015 年）にまで削減され、運営・維持管理費が適正に手当てされている。安定的な財務運営により、PPWSA は 2012 年にカンボジア株式市場に上場するなど、財務収益性が高く維持されている。

他方、プノンペン都周辺地域における人口及び商業施設の増加により水需要が増加し、引き続き水供給能力を向上させることが急務となっている。プノンペン都から南へ 11 キロに位置するカンダール州タクマウ地区はバサック川を水源とする公営水道と井戸水による取水が中心であったが、複数の井戸からヒ素が検出される等、水質の問題や人口増加に伴う水需要が課題となり、カンボジア政府による指示のもと PPWSA が 2004 年より同地区に対してプノンペンの給水区から直接配水管を接続し、給水を実施している。タクマウ地区は首都圏の中でも低所得者層が多く住む地域であり、給水接続料の無償化等の措置が図られている。タクマウ地区の人口増加に対応するためには新たな浄水場の整備が必要であるが、当該地区は貧困地域であり、独自の浄水場建設は PPWSA の財政圧迫に繋がりがねないため、浄水場整備の初期投資を抑え、かつ浄水場運営にかかる日本のノウハウや知見・経験を活かしたいとして事業・運営権対応型無償資金協力（以下「事業権無償」という）の適用可能性が検討されているものである。加えて、改訂マスタープラン（2017 年）によると、プノンペン都内における人口が急激に延びており、既存の浄水場による供給能力では対応しきれず、2020 年には現給水能力の不足が指摘されているため、プノンペン都内に関しては借款を通じた浄水場の拡張にかかる検討が開始されている。

かかる背景により、本調査では無償「タクマウ上水道拡張計画（仮称）」及び円借款「プノンペン都上水道拡張事業（仮称）」について、カンボジア政府及び関係機関との協議及び基礎情報の収集・分析を通じ、本格協力の検討準備を行うものである。

2. 調査の目的

本調査は、プノンペン都及びその郊外に位置するタクマウ地区への安定した水供給事業の実施検討を行うものとして、次の業務を実施するものである。

- ① プノンペン都（タクマウ含む）における上水道セクターの現状把握
 - ・ プノンペン都上水道セクターにかかるマスタープラン（2017 年改訂版）の分析
 - ・ プノンペン都の上水道セクターの現状確認と将来予測の分析
 - ・ プノンペン都における上水道セクターの協力方針に関する提案
- ② 「タクマウ上水道拡張計画（仮称）」における事業権無償での実施可能性検討
 - ・ タクマウ上水道拡張計画にかかる基礎情報の収集
 - ・ PPP スキームの適用可能性に係る検討
 - ・ 入札・契約形態の検討
 - ・ 関連法制度の確認・分析

- ・環境社会配慮にかかる確認・検討
- ③ 円借款「プノンペン都上水道拡張事業（仮称）」にかかる基礎情報の収集・分析
 - ・事業必要性の確認・検討
 - ・プロジェクトスコープの概要確認・検討
 - ・環境社会配慮に関する確認・検討

3. 調査対象地域及び相手国関係機関

(1) 業務対象地域

カンボジア国プノンペン都周辺地域

(2) 関係機関：工業・手工芸省及びプノンペン水道公社（PPWSA）

Ministry of Industry and Handicraft and Phnom Penh Water Supply Authority

4. 調査の範囲

コンサルタントは、「2. 調査の目的」を達成するため、「5. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査の内容」に記載する事項を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、JICA 及び相手国関係機関に対し説明・協議のうえ、提出する。

5. 調査実施上の留意事項

(1) PPP/PFI 事業モデルの検討・提案（無償「タクマウ上水道拡張計画（仮称）」）

タクマウ上水道拡張計画は、事業権無償による実施をカンボジア側が検討しており、PPP/PFI 事業モデルの構築が不可欠である。公的資金（無償部分）と民間資金による Blending Finance を通じたファイナンシャルモデルの策定やオプションの検討、実現可能性の可否、及び官民の分担案を検討する。

上記検討にあたっては、事業権無償における施設建設分（CAPEX）の一部を民間投資にて実施可能か等の観点も含め、日系企業からのヒアリングを行い、無償資金協力学スキームにおいて本事業でフィージブルな PPP/PFI 事業モデルや OPEX を含めた財政分析及びリスクの抽出・検討を行う。

なお、CAPEX 部分が公的資金のみとなる場合はその理由を付した上で、同様に事業モデルの提案を行うこと。

事業モデルの実施に伴うリスク（政治・社会的リスク、経済・市場的风险等）については十分に調査・検討した上で、想定されるリスクにかかる対応策を検討し、PPP/PFI 案件としての実施可能性を高めることが必要である。特にカンボジア国における PPP/PFI に関連する法律・規則との整合性については、十分留意すること。

(2) 入札・契約形態の検討・提案

(1) を踏まえ、官民の責任やリスク分担を考慮しつつ、PPP/PFI 事業モデルを踏まえ事業実施に当たって必要な入札・契約形態を検討し、協力準備調査で検討すべき事項を整理し提案する。また、契約当事者の関係や役割についても検討を行う。

(3) PPP/PFI 類似案件の確認

カンボジアにおいては、一部浄水場の運営が民間業者により実施されている例があり、本調査に当たってはカンボジア国内における上水セクターでの PPP/PFI 類似案件の内容及び動向を確認し、同国における PPP/PFI 事業成立のための要件や課題を調査の早期段階から確認・検討することが重要である。過去の PPP/PFI 事業成立案件が確

認された場合、PPP/PFI が適用された背景・目的・事業内容・財務構造・参加関係企業の位置づけ等についても整理すること。

(4) 円借款「プノンペン都上水道拡張事業（仮称）」について

プノンペン都では、チャンカーモン浄水場の拡張建設が AfD(フランス開発庁)の支援により進められている。他方、2030 年の水需要予測では依然既存の施設では不足しており、改訂マスタープランを分析の上、円借款事業を通じて必要な追加施設整備の可能性を検討する。AfD をはじめとする他ドナーについても動向を確認しつつ、円借款案件の形成において必要な基礎情報の収集や前提条件及びリスク分析等を行う。

(5) 環境社会配慮

「国際協力機構社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月公布）」に基づく環境社会影響の確認を行い各関係機関との協議の上、事業化に向けて環境社会配慮関連の手続きやリスクの抽出、及び協力準備調査に向けて必要な確認事項を整理する。

また、環境社会配慮ガイドラインに定められた作業以外にも、事業が環境的、社会的に受容されるものとなるよう、事業計画の策定において配慮すること。国内法との整合性も確認すること。

(6) 調査方法の提案

本調査は、2. における②及び③に記載の 2 事業の Pre-F/S という位置づけであることを踏まえつつ、後述の業務量を勘案して調査項目や調査方法を提案すること。

6. 調査の内容

上記 5. 調査実施上の留意事項に基づき、コンサルタントは以下の業務を実施する。なお、プロポーザルにおいて以下と異なる工程、業務内容を提案することも可能とする。その場合は、理由を明記すること。

(1) インセプションレポート (IC/R) の説明・協議等

1) インセプションレポートの作成

既存の計画・調査及び水道政策文書等をレビューし、本調査の実施方針やスケジュールを検討する。

2) インセプションレポートの協議

実施機関に対して IC/R を説明・協議し、基本的了解を得るとともに、本調査で検討する 2 事業につき相手国政府のビジョンや問題意識についてヒアリングを行う。

(2) プノンペン都の上水道セクターに係る最新情報収集・分析、及び協力方針の提案

1) プノンペン上水にかかるマスタープラン（改訂版）の分析

2) プノンペン都の上水道セクターの現状と将来予測

- 給水区域及び給水接続数
- 最新の無収水率、水道料金体系、料金徴収率
- PPWSA の財務状況の確認、分析
- それぞれの浄水場のエネルギー効率、技術レベル、薬品消費、及び環境負荷の分析

- 水需要の将来予測
 - 水源計画（取水に関する法制度、取水量、水質含む）（タクマウ上水道拡張計画及びプノンペン都上水道拡張事業案件で想定される水源含む）
- 3) プノンペン都における上水道セクターの協力方針に関する提案

(3) 無償「タクマウ上水道拡張計画」

- 1) タクマウ上水道拡張計画にかかる基礎情報の確認
 - 対象地域における経済社会状況の確認
 - 想定されている計画給水区域と人口
 - 給水状況（現状及び将来の需給状況、配水施設等の既存施設の状況、顧客サービス（水道料金体系、給水率、料金徴収率含む）の状況）
 - タクマウ上水道拡張計画の必要性
 - 現在の水源と拡張した場合の水源の可能取水量と水利権
- 2) PPPスキームの適用可能性に係る検討
 - 事業スコープ案の提案（官・民のスコープと役割分担含む）
 - PPP/PFI 事業モデルの検討・提案
 - PPP/PFI 事業にかかる実現可能性の分析
 - i) 提案事業モデルにかかるキャッシュフロー分析（初期投資費用（CAPEX、土地取得等）、運営維持管理費用（OPEX）、事業収入（売水価格、政府補助金等）及び事業支出（SPCの委託料金等））
 - ii) 事業運営にかかわる官民の役割、リスク分担
 - iii) 事業運営組織（SPC等）の形態
 - 必要な事業補助金の金額推定
 - 事業補助金の形態（水道PPP事業の公的支援に関する国内外の調査研究を基に考えられる形態を類型化し、本事業に適した形態を提案する。）
 - 事業権無償制度の適用にあたり日系企業の関心や想定される留意事項及びリスクの検討
- 3) 入札・契約形態の検討
 - 上記2)を踏まえ事業実施に当たって必要な契約形態の検討・提案
 - カンボジア側が希望する契約形態の確認
 - 日本企業が想定するリスクを踏まえ、入札条件でカバーすべき事項の検討
 - 主要な契約条項（タームシート）の検討・設定
- 4) 関連法制度の確認・分析

（以下の法令を中心に本事業とPPP/PFIに関する法令上の手続きとの関係や本事業を実施する上での必要な手続きを確認する）

 - 上水道事業に関する法制度
 - 水道料金に関する法制度
 - 投資法、会社登記関連法、その他関連法令（外国人投資制限がある場合は特にその活用に関して詳細を検討）
 - 公共調達法、PPP/PFIおよびコンセッションに関する法令
 - 事業権無償スキームとの整合性の確認（事業権無償スキームを実施するにあたってのPPP/PFIの法令上の制約や本邦タイドによる調達の可否の確認）
 - 事業許認可手続き
 - 税制および関税に関する法令
 - 標準契約モデルについての調査
 - 外国為替法等に類する法令

- 土地及び不動産の賃貸に関わる法令
- 地方自治類似法令もしくは、地方自治体に権限譲渡された項目に関する法令
- 会計法及び公会計法
- 労働法
- その他、外国人投資家が投資事業を行うにあたって関連する法令等

5) 環境社会配慮にかかる確認・検討

- 建設予定地の用地条件（用地取得及び住民移転の必要性の確認、予定地が十分な広さを有しているかどうかの確認）・取水条件の確認（予定水源の水利用者への影響、水利権の取得の方法等）
- 環境影響及び社会配慮に関するリスク調査（協力準備調査で確認すべきポイントの抽出）

(4) 円借款「プノンペン都上水道拡張事業（仮称）」

改訂版マスタープラン(2017年)をレビューの上、円借款事業の形成に必要な基礎情報を収集し、以下の点において事業計画案を検討・提案する。

1) 事業の必要性の確認・検討

- 既存の浄水場の配置、稼働状況及び送配水状況の確認
- 開発効果及び裨益効果の確認
- 他ドナーによる協力の検討状況に関する確認

2) プロジェクトスコープの概要確認、検討

- 取水・導水施設計画
- 浄水施設計画
- 送配水施設計画
- 上記施設における本邦技術活用・適用可能性の検討

3) 環境社会配慮

- 建設予定地の用地取得および住民移転の有無
- 環境影響及び社会配慮に関するリスク調査

(5) ドラフト・ファイナルレポート作成

これまでの調査進捗をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめる。

(6) ドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議

JICAの内容承認の後、カンボジア側に説明し、協議を行い、コメントを得る。

(7) ファイナルレポート作成

ドラフト・ファイナルレポートに対するJICA及びカンボジア側のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICAに提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポート（報告書本編）とする。各報告書の先方政

府・機関への説明、協議に際しては、事前に JICA に提出及び説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
提出時期：調査開始後 2 週間以内（2017 年 10 月下旬）
部数：英文 7 部（うちカンボジア側に 2 部）
CD-R 7 枚（うちカンボジア側に 2 枚）

2) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果
提出時期：2017 年 12 月中旬
部数：英文 7 部（うちカンボジア側に 2 部）
CD-R 7 枚（うちカンボジア側に 2 枚）

3) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果
提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するカンボジア側コメント提出から 1 ヶ月以内（2018 年 1 月上旬）
部数：

① 報告書本編（要約を含む）

英文 11 部（うちカンボジア側に 6 部）
和文（要約のみ）5 部（うちカンボジア側は無し）
CD-R 7 枚（うちカンボジア側に 2 枚）

② カンボジア政府向け報告書（要約を含む）

英文 6 部（うちカンボジア側に 6 部）
CD-R 6 枚（うちカンボジア側に 6 枚）

(2) 報告書作成にかかる留意事項

1) 報告書の仕様

インセプションレポート及びドラフト・ファイナルレポートは原則として簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-ROM)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」を参照すること。

なお、ファイナルレポートのうち、カンボジア政府内部向け報告書は、カンボジア側が定める計画文書の体裁・仕様に合わせる。

2) 報告書の形式・説明

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ② 必要に応じ、図や表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ③ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の項に記載すること。

(3) 主要な報告書以外の提出物

1) 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議については、実施後、議事録を策定し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても開催後 5 日程度のうちに議事録を作成し JICA に提出する。なお、JICA カンボジア事務所での会議についても同様とする。

2) 業務計画書

本業務開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICA に提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部数：和文 3 部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）

3) 調査活動業務報告書

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 10 日まで JICA に提出する。

4) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、JICA に提出する。

5) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

① ファイナルレポートの概要

② 活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③ 活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥ 提案した計画の具体化に向けての提案

⑦ 添付資料

・業務フローチャート

・業務人月表

・調査用資機材等取得明細表（引渡リスト含む）※機材購入を含む場合

・会議議事録等

・収集資料リスト

・その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部数：和文 3 部（簡易製本）

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2017年10月中旬より業務を開始し、2017年10月下旬を目途にインセプション・レポートを提出する。2017年12月中旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2018年1月上旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

項目 \ 時期	2017年 10月	11月	12月	2018年 1月
現地調査		□		□
国内作業	■		■	
報告書提出	▲ ICR		▲ DFR	▲ FR

2. 業務量目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 12.00 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／上水道（2号）
- ② 財務分析（3号）
- ③ 官民連携（PPP）（3号）
- ④ 技術分析（上水道施設）
- ⑤ 法務分析
- ⑥ 環境社会配慮

3. 配布／貸与資料及び閲覧資料

(1) 配布資料

- ・ プノンペン都上水セクター改訂版マスタープラン（2017年）
- ・ Policy Paper on Public-Private Partnership for Public Investment Project Management (2016-2020)

4. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて「コンサルタント等契約における物品・機材調達・管理ガイドライン(2017年6月版)」に基づき、提案すること。

5. 再委託

再委託は特段想定していない。

6. 安全管理

各対象国の JICA 事務所が作成する安全対策マニュアルにかかる事項を順守する。

現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者数全員を登録する。

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA カンボジア事務所、在カンボジア日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。

7. その他の留意事項

(1) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

